

令和3年4月から 認定こども園（幼稚園としての利用）及び新制度移行の幼稚園の保育料

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		月 額
区分	市町村民税の課税状況等	1号認定子ども (満3歳児以上)
1	生活保護世帯	0
2	市町村民税非課税世帯 (市町村民税均等割のみ課税世帯を含む)	
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	
4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	
5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	

施設によって給食代（主食費・副食費）、教材代、行事費などの実費徴収が必要となります。

大川市 子ども・子育て支援新制度

令和3年4月から 保育所・認定こども園（保育所等の利用）の保育料

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		月 額						
区分	市町村民税の課税状況等	3号認定こども（3歳未満児）		2号認定こども（3歳以上児）				
		保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間			
1	生活保護世帯	0						
2	市町村民税非課税世帯	0						
3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満					(2,700) 5,900	(2,750) 6,000	
4	市町村民税所得割課税額 97,000円未満					(4,400) 8,800	(4,500) 9,000	
5	市町村民税所得割課税額 169,000円未満					13,200	13,400	
6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満					18,000	18,300	
7	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	23,600	24,000					

税額の計算には配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。

同一世帯から二人以上の児童が保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を同時に利用している場合の第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無料となります。

ただし、**市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯**である場合は、年齢にかかわらず保護者と生計を一にする子ども等のうち、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無料となります。

なお、**市町村民税非課税世帯**については、第2子以降の保育料は無料となります。

母子家庭・父子家庭・障がい者のいる世帯であって、市町村民税所得割課税額が77,101円未満である場合は、年齢にかかわらず保護者と生計を一にする子ども等のうち、第1子の保育料は（ ）の金額が適用され、第2子以降の保育料は無料となります。

8月分までの保育料は**令和2年度**市民税額、9月以降の保育料は**令和3年度**市民税額により決定されます。

この保育料の他、施設によって給食代（主食費・副食費）、教材代、行事費等の実費徴収が必要となります。

未婚で子を養育するひとり親家庭を対象に、税法上の「寡婦(夫)控除等」が適用されるものとみなして、保育料の減額を行います。適用に当たっては、申請が必要となりますので、印鑑及び児童扶養手当証書または戸籍謄本等を持参し、市子ども未来課で申請を行ってください。（みなし寡婦(夫)控除等適用）